

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業として持続的に発展及び成長するためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、株主をはじめとするステークホルダーの信頼を得るために、経営の健全性・効率性・コンプライアンスを高め、最適な経営管理体制を構築することで持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
渡久地 択	1,900,000	53.39
アクサ生命保険株式会社	250,000	7.02
UTEC4 号投資事業有限責任組合	221,000	6.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	173,700	4.88
日本郵政キャピタル株式会社	147,000	4.13
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	134,182	3.77
大日本印刷株式会社	100,000	2.81
株式会社レオパレス21	100,000	2.81
中沖勝明	75,000	2.11
第一生命保険株式会社	50,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無

渡久地 択

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が生じる場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
楠瀬 丈生	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
楠瀬 丈生	○	-	同氏は、他社の取締役としての知識・経験を有するほか、財務・経営戦略全般に関するアドバイザー業務等の経験が豊富であり、独立した立場から取締役の職務執行の監督及び助言を行っていただけのものと判断して、社外取締役に選任したものであります。 また、新株予約権について同氏の保有数は、1,000 株であります。同氏と当社との間には、これ以外の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査責任者は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細川 琢夫	他の会社の出身者													
阿久津 操	他の会社の出身者													
佐藤 孝幸	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

細川 琢夫	○	-	同氏は、他社において長年に渡って経理を含めた管理部門の責任者を歴任し、経理・財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、その豊富な経験及び見識を当社の監査に反映いただくことで、常勤監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断して社外監査役に選任したものであります。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
阿久津 操	○	-	同氏は、これまでに監査役として数多くの上場企業の監査に携わっており、監査役としての知識・経験が豊富であることから、適切な取締役の職務執行の監査をはじめ、適宜取締役会での助言をいただけるものと判断して、社外監査役に選任したものであります。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
佐藤 孝幸	○	-	同氏は、弁護士及び米国公認会計士としての実務経験を有していることから、企業法務並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また他社の社外監査役としての経験も有することから、それらの知見から有益な助言をいただけるものと判断して、社外監査役に選任したものであります。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に照らして一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を参考に、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入

当社の役職員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

以下の譲渡制限付株式報酬制度の導入により、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

本制度は、当社の取締役、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
当社では、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役については代表取締役社長に一任し、監査役については監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部にて行っております。取締役会資料は事前に配布し、十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明、質問等への回答などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- a. 取締役会
当社の取締役会は、取締役3名(うち社外取締役1名)により構成されており、毎月1回の定時取締役会を開催する他、迅速かつ的確な意思決定を確保するために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の監督等を行っております。また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。
- b. 監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名により構成されており、3名全員が社外監査役であります。原則、毎月1回の監査役会を開催し、監査内容の共有を図っております。各監査役は、監査役会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会への出席、重要書類等の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査責任者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
- c. 会計監査人
当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。
- d. 内部監査責任者
当社は独立した内部監査室は設置していませんが、代表取締役社長 CEO が選任した内部監査責任者1名、内部監査担当者2名により、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認のため、フォローアップ監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に定める機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、機動的な経営のため、執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が株主総会に出席できるように、集中日を避けた開催日となるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRの専用ホームページにて公表しております。 https://inside.ai/ir/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が事業の状況や業績、経営方針について説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家との個別面談を積極的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにてIR資料を掲載しています。 https://inside.ai/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にてIRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は適時開示規程においてステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び同施行規則に基づき、取締役会の決議により、次の通り「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、業務の適正を確保する為の体制を整備し、健全な経営体制の構築を推進します。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等に則った職務執行を行う。
- (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議やリスク・コンプライアンス委員会を通じて適宜議論を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識、法令順守体制の推進に努める。
- (d) 代表取締役直轄の内部監査担当者を選任し、各部門の業務執行状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書、重要な会議体の議事録や稟議書等については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

- (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 健全な企業活動を行うにあたりコンプライアンス、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク・コンプライアンス管理規程を整備し、運用するものとする。
- (b) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度を導入する。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務権限規程、職務権限表を制定する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役は、管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、本部長等の指揮命令を受けないものとする。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことが可能である。
- (b) 監査役は定期的に監査法人と意見交換を行っている。
- (c) 監査役は、必要に応じて弁護士及び公認会計士その他の専門家の助言を受け、必要な連携を図ることとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。
- (b) 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を順守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を周知する。
- (c) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (d) 取引先との契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込み、取引先がこれらと関る個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応をとること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを反社会的勢力対応規程及び内部統制システム基本方針及びにて定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



